

組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第5回）

1 日 時

令和2年10月2日（金）16:00～18:00

2 場 所

WEB会議による開催

3 出席者

（構成員）手塚座長、宮内座長代理、新井構成員、伊地知構成員、岡田構成員、小川構成員、小木曾構成員、小田嶋構成員、堅田構成員、小松（文）構成員、小松（博）構成員、柴田構成員、渋谷構成員、袖山構成員、中田構成員、中村構成員、濱口構成員、山内構成員、若目田構成員

（オブザーバー）小島内閣官房情報通信技術総合戦略室参事官補佐、山本内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付上席政策調査員、朝山法務省民事局商事課課長補佐、手塚経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課課長補佐

（総務省）田原サイバーセキュリティ統括官、藤野サイバーセキュリティ統括官室審議官、中溝サイバーセキュリティ統括官室参事官（総括担当）、高村サイバーセキュリティ統括官室参事官（政策担当）、海野サイバーセキュリティ統括官室参事官（国際担当）、高岡サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐

4 配布資料

資料5-1 株式会社帝国データバンク提出資料（非公開）※

資料5-2 有限責任あずさ監査法人提出資料（非公開）

参考資料5-1 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第4回）議事要旨

参考資料5-2 「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」開催要綱

※資料調整後、後日総務省HPにて掲載

5 議事要旨

（1）開会

（2）議題

①関係者ヒアリング

小田嶋構成員、小松構成員から資料5-1、5-2について、説明があつ

た。

## ②意見交換

主な意見は以下の通り。

宮内座長代理：資料5-1の5ページにある担当者の人事異動は非常に重要な問題だと思う。秘密鍵やPINコードはどう管理されていて、担当者が変わったときはどうなるのか、通常の管理及び人事異動のときの処理について、どのようなことを想定しているか。

小田嶋構成員：アナログの世界と同じような運用になるだろう。例えば会社の角印を考えると、ある従業員が押す必要がある場合は、角印の管理規定に基づいて上長含めて利用の承認をとって押すということになると思う。そして、その管理者が交代するとなったときの運用についても管理規程に記載されていると思うが、通常は管理者の上長の承認に基づいて管理を移譲するといったことが想定されると思う。鍵と暗証番号の管理については別々に保管するといったことも考えられる。また、リモート型のeシールについては、本人確認や鍵の活性化のひも付けが必要になるであろうし、もし不正利用があるということであれば、失効の手続きを取るといったことも必要だろう。

宮内座長代理：eシールに付随する情報を各社の中でどのように管理できているかというところが重要。内部規定等は会社によりさまざまになると思う。例えば、シーケンスに相当するもので約束してもらったり、あるいは各企業において表明してもらったりすることで、このeシールがどういう経緯で発出されているか、組織においてどう使われているかというのを示していくかどうかも含め、eシールの今後の取扱いについて検討していく必要がある。

手塚座長：資料5-1の5スライド目の4にあるような、電子署名とeシールの境界をどのように考えるのか。一つの見方としては、今宮内座長代理が言ったような、鍵管理の仕方という視点がある。アイデンティティ・アシュアランスの最初の発行のところで、オーセンティケーター・アシュアランスの概念をうまく整理できれば、電子署名・eシールそれぞれの使い方というのが見えてくると思う。

宮内座長代理：今回帝国データバンクにご提案いただいたように、この会社はこうであるという重要なものから、ここから来たことを確認できれば済む程度のものまで、eシールの用途は色々だと思う。それにより、eシールの会社の中での管理が変わってくる可能性があるため、リライ

ング・パーティーにとってどのようなことが保証されているものかというの分かるような形というのが今後必要になってくるのではないか。

手塚座長：改ざん、なりすましを防止するという点では、電子署名もeシールも結局同じであるものの、署名である自然人にリーチする世界と組織レベルで発行したものの差異をどのように我々が整理していくかというところが重要。その上で、社会インフラ、制度としての方向性、がまとまってくれば、使い方というのはおのずと出てくるはず。

宮内座長代理：意思表示の場合には誰が意思表示しているかが重要であるため、自然人と密着することになる。ただ、eシールの場合には、会社の中のどの機関やどの人が認めたものなのかは一見ただけでは分からないため、そこのところをどのようにリライティング・パーティーに示していくかということが重要。

柴田構成員：eシールの使い方の証明書というのは、民間でも現在発行されているが、組織がエンティティとなる世界の中でどのレベルでどうしたらいいかというのが、実際よく分からないということが問題。そうした点も含め、実質eシールとみなし得るサービスというのは現存するものの、それが使われていない、導入されていない要因は何か。

小田嶋構成員：現存するそのようなサービスはeシールに置き換わっていくものだと思う。現存するeシールのようなサービスの普及が進んでいない要因は3点ほど考えられる。

1点目はまず制度化されてないというところ。ガイドラインが出ている、もしくは国の指針が出ているなどが普及のためには重要。

2点目としては、電子署名とeシールの違いをどう整理するかということ。eシールでよいものを電子署名としているところも現在は存在するが、そうした事例こそeシールを使うべき。

最後に、必要な手順が煩雑だと思われるというところ。もちろん最初に発行する際の手続としては色々な証憑を含めて申込みをしなければいけないといった点で煩雑な手順が要求されることももちろんあると思う。ただ、実際に使っている人にとっては必要な工数だと認識されているわけで、使いどころを認知していただければ手順の煩雑さというところは問題にならないと思う。

伊地知構成員：eシールが付してあれば、非改ざん証明や発出元の証明がきちんとできるということになるが、もしこれが不正な形で流通した場合、その先でも原本として機能してしまうが、そうした点に対する不安等がなかったのかどうか伺いたい。

それから、表紙に相手の会社名も入れるといった、不正流通に対する対策についても方法が様々な方法があると思うが、そのあたりについても検討があれば伺いたい。

小田嶋構成員：改ざんに関しては、お客様からご指摘いただくことで判明するが、なりすましの場合は私どももお客様も気づかずに流通している可能性があり、潜在的に事故が起こっているのではないか、という懸念がある。今回eシールを制度として実現できれば、こういった不安を取り除くことができると期待している。

渋谷構成員：eシールの利活用の観点で帝国データバンクの企業コードについて質問。企業コードは個人事業主に対しても付番をされていたと認識している。個人事業主についてはどのようなエビデンスで、屋号等を把握しているのかをまず聞きたい。また、企業の統廃合等により、企業コードが欠番になることもあると思うが、複数年のインターバルを設けてから再利用することもあるのか。

金融機関などに融資の申込みをする際に、金融機関では、帝国データバンクのCOSMOS2や東京商工リサーチのダズナンバーを活用することがあると思う。そうした場合に、eシールの中に企業コード等が入っていると、ユースケースにつながると思っている。

小田嶋構成員：まず個人事業主に関する質問だが、現地に赴いて調査をする。調査をする中で、屋号を確認することになるが、屋号がきちんと設定されている場合は可能であれば開業届や青色申告等で確認し、他方自分の個人名が屋号だというような場合については、一概にこれといった方法はないものの、確認できたものに関して、それを屋号として登録するようにする。

企業コードの払い換えについてだが、数年前まで会社の商業登記は本局ごとに閉じていたため登記またぎがあった。例えば、東京の法務局でAという会社を登録しておいて、北海道の法務局で、その会社の支店を登記したというようなことがあった。すると、本来的には支店登記であるものが、両方親会社のような形で登録されてしまう。法人番号ができたこともあり、そうした問題が今は解決し、我々のデータベースとしては、数年前に法人番号と全てひも付けが取れ、払い換えが全部終わった。現在も定期的に点検をしているが、今ほとんどそういった重複というのは現れないと思う。

渋谷構成員：個人事業主に対しての標準的な付番の仕方みたいのがあると、いいと思う。

小田嶋構成員：法人番号は法人に対しては設定できているが、個人事業主に

対してマイナンバーとは異なる、個人が営業活動や経済活動をするときのための番号も必要。

袖山構成員：資料5-2について質問。監査基準委員会の報告書において、電子署名、タイムスタンプが付与された電子的な監査証跡についての監査を行うことによって、真正性が担保されるのではないかというお話があった。実際に現状の監査の現場において電子署名やタイムスタンプが付与されたデータを監査している実例はあるか。また、実際に監査が行われている場合には、検証がどのように行われているのか。

小松（博）構成員：現状、電子署名やタイムスタンプが付与されたデータを監査で利用しているケースはあまり多くはない。監査の場面で出てくるとすれば恐らく、契約書関係における電子署名である。電子署名付きの契約書が利用されるケースは増えてきており、契約書の原本を見たいときに、電子署名付きの原本を拝見させていただくというケースはある。今後も増えていくだろう。また、タイムスタンプがついたデータなど、スキャン保存に関する取扱いが変わり、税務上金額基準がなくなったため、タイムスタンプが付与されるデータは増えてはいると思う。ただ、一般的に売上関係の資料や購買関係の資料においてタイムスタンプが多く使われているように見受けられず、領収書等をスキャナで保存して、一般経費の管理に資するという形のシステムで使っているという状況が多いと思われる。実際の監査の現場では一般経費などの販管費は重要性がさほど高くはないため、サンプリングで証憑を見るといったケースもあまり多くはなくタイムスタンプについてもあまり目にするのではないと思われる。

検証について、期待しているのは、PDF等の形で電子化された証憑等について、バウチング、すなわち元データと会計上のデータを突合する際に、ソフトを使って電子的に一度で検証するという形ができるということと思っている。

袖山構成員：監査人が使うツールでCAATツールがあるというお話があったが、例えば、eシールやタイムスタンプが付与されたデータを受領者側で検証する際に、このCAATツールというツールで検証ができるようにしていくということか、それとも、現状でも検証ができるということか。

小松（博）構成員：現状、CAATツールに電子署名やeシールやタイムスタンプを読み込み、識別するといった機能は入っていないため、これが真正性のあるデータですよという意味で、自動的にCAATツールに取り込んだ瞬間に識別をしてくれるような機能があるといい。そういった機能については、事前に証憑の真正さを確認、自動的にバウチングする

という仕組みづくりの一環で、取り込まれるものと思う。

袖山構成員：紙で受領した書類をスキャナ保存する際には、受領側でスキャニングしてタイムスタンプをつけて保存することになり、電帳法のスキャナ保存の要件としては、保存に当たってタイムスタンプを付与して検証及びまとめて検証(一括検証)できることが要件になっている。このように受領側で付与されたタイムスタンプについては、検証できるシステムは多い。他方、現在検討中のeシールは、電子取引に当たって、送信者側で付与することになるため、受領側でその検証が行えるというのはポイントである。令和2年度の税制改正で、送信者側でタイムスタンプが付与されたデータを受信側がもらう場合についても、一定の条件のもとで、データのまま保存することが認められるようになった。すると、もらった側はただ受信データを保存するだけでなく、検証やまとめて検証(一括検証)もできることも必要となってくる。スキャナ保存制度は、もらった側でタイムスタンプをつけて検証できることが要件であるのでシステム対応できているが、今後は電子取引で受領した取引データにつけられたタイムスタンプを、受領者側で検証できなければならない。

そうすると、eシールもタイムスタンプも同様だが、検証のフォーマットが統一されていないと検証ができないという問題が生じる。タイムスタンプは、例えば、セイコーのタイムスタンプがつけられたものをアマノのシステムで一括検証することはできない、そして逆もまた然りである。フォーマットの違うタイムスタンプをもらった場合に受領側で検証できないという問題があるため、今年度改正された上述の規定も活用されないのではないかという懸念がある。検証における問題点に関する今後の方向性についてTSFの皆様伺いたい。

柴田構成員：基本的にはタイムスタンプそのものは標準を使っているため、検証はできる。電帳法の規定に基づき、複数のフォーマットのものを一括で検証する部分において、どのようなソフトウェアが必要かということについては今後議論が必要という認識。

小田嶋構成員：タイムスタンプもeシールも標準化がされ、検証も皆ができるということが重要。

宮内座長代理：受領側が検証できるかという議論は重要ではあるが、検証できないものはリライティング・パーティーが受領してはいけないというのがそもそもの原則であると思う。

手塚座長：国際相互承認を考える場合も、相手の国のものを検証できなければいけないという意味で同じような議論になる。相互にできなければ

いけないということは国家間であろうと、受信者・送信者の間であろうと、モデルとしては一緒であり重要な視点だと思う。

袖山構成員：監査の手順においても、税務調査においても、データで監査や調査を行う上で一括検証は必要条件。今後eシールが実際に制度化されたときに、真正性が担保できる仕組みということで電帳法の政令に電子署名、eシールというのも加えていただくように税制改正要望を提出していただけるとありがたい。

事務局：電帳法にタイムスタンプを位置付けていただいたことは利用の促進になったと認識している。eシールもそういう観点から検討が必要ではないかという御意見があったということで承っておく。

高村参事官：補足したい。タイムスタンプの場合には、もともと紙の書類、真正性が確からしい紙の書類があって、それについてスキャナ等で読み込んだ時刻が確定するという仕組みで、電帳法に入っている。そのため、デジタルしかないという意味でのeシールとは位置付けが違っている。

既に受け取っていたという証明ができるタイムスタンプと、発出元がこの資料を間違いなく発出したということを証明できるeシールというのは、かなり位置付けが違うため、制度的立てつけはゼロから考えなければいけないということは、あらかじめ御理解いただきたい。

山内構成員：小田嶋構成員の資料5-1のスライド10に記載されているeシールの制度に関するご提案についての意見。eシールの制度とは、eシールはどう検証できなければいけないかといった技術的なことも含めた標準化の話と、eシールというトラストサービス自身がしっかりと標準に沿っているかを評価する適合性評価制度の話の2つがある。資料5-1のスライド10では、民間認証機関の在り方や政府の関わり方が書かれていて、いきなり適合性評価制度の話が出てきていることに違和感がある。ヨーロッパでのeIDAS規則及びETSI標準と同様に、日本版のeシールというものはこういうものだという標準化と、それに対して必要な要求事項をしっかりと皆で合意することで、認証局を含めたトラストサービスプロバイダーに対する要求事項が決まり、さらにそれを評価する適合性評価機関としての民間認証機関はどうでなければいけないのかが議論されるべきであり、その上で、政府がいかに適合性評価機関にお墨付きを与えるかという順番になるはず。まずは標準化が重要であるというところで、認識を合わせたい。

小田嶋構成員：類似制度の乱立を防ぐ統一制度というところは、eシール用

の電子証明書を発行するCAが、統一した基準の下に発行しているということを確認できる機関が必要だという趣旨で記載している。こうした機関がないとCAは全く信頼されず、ユーザーも分かりようがないと思っているため、厳密な適合性評価の枠組みが必要だという趣旨ではなく、あくまでeシール用の電子証明書を発行するCAが正しく運営できているか確認する機関が必要であり、かつその機関は勝手に設立され、信頼されない機関ではなく、政府の指針等の下で実施されているというのが必要ではないかという趣旨。

若目田構成員：今回紹介いただいた2つの例はデータの信頼性が求められる象徴的なケースだと思う。他方、仕組みの普及にインセンティブ設計やコスト負担の考え方についても考慮が必要と考える。双方のケースを仮に実現するとした場合、eシールの導入や運用に関わるコストは、誰が負担をする前提か。例えば既存業務の合理化コストで吸収されるのか、もしくは既存のサービス価格に上乗せして回収するのか。

小田嶋構成員：例えば、弊社が実施する場合には、紙から信頼できるような電子化を行うことで、最終的にはエンドユーザーのコストが削減できると思う。そのため、弊社がeシールを付加して、多少料金に上乗せしたとしても、最終的なエンドユーザーの全体のコストが下がれば、メリットがあると思っている。そういう意味で合理化コストとして吸収されるという認識。

若目田構成員：監査における適用という点、監査を受ける企業が主体的に投資をするようなイメージか。

小松（博）構成員：監査のコストといった意味では、企業側に負担いただいているため、最初は企業側の負担になるという形にはなると思う。ただ、電子契約などにつなげると印紙税がかからないというようなメリットもあり、例えば、紙の領収書について印紙税が課されるような金額であれば、それはコストの削減になると思う。そのような観点から、印紙税の節約という部分と、電子化による業務効率化、省人化という形で吸収できると思う。監査のコストについては、eシールが普及していない状況では申し上げにくいですが、将来的にeシールが、全ての帳票に添付されているという状況になれば、監査の効率化も進むと思うので、監査のコスト低減というところについて議論は進むと思う。

新井構成員：小松構成員の発表については具体的に検証する仕組みとしてCAATツールというのがあったが、小田嶋構成員の事例の場合は、受け取った側が基準を満たしたeシールだということをどうやって検証するのか、また、どういった手段が望ましいのかということが気になる。正



しいと分かることを重要視するのであれば、eシールの検証のためにトラストリスト等の手段を検討していくべきだと思う。特にアクロバットリーダーなどとの連携も有用なのではないか。

小田嶋構成員：受け取った側がきちんと分かるという意味で言うと、例えばeシールを発行している会社がどういうサービスをしているとかがトラストリストに掲載されていて、マシンリーダーで検証できるという仕組みが考えられる。他方で、証明書に記載があるというのはヒューマンリーダーで確認できるという意味で、両方が必要だと思う。アクロバットリーダーに関しては、eシール用の電子証明書を発行するCAがAATL対応であれば、アクロバットリーダーでも自動的に検証されるため、AATL対応が望ましい。

新井構成員：資料5-2に関する説明を聞くと、紙、書面に比べて、審査がかなり厳しくなるのではないかという懸念がある。タイムスタンプであれば時刻まで見られるので、証憑について必要以上に気を遣う必要が生じ、かなりのコストがかかってしまうと思う。その懸念に対する所感と、eシールを導入すると監査費用がどのくらい減るのかということらについて簡単に説明いただけるとありがたい。

小松（博）構成員：現状、目が届いていなかった部分が見えてくるという意味では、企業側から見れば監査が厳しくなったように見えることはあると思う。ただ、我々もコストを鑑みながら、細かい点に拘泥するというよりは重要性の基準を持って監査を行っている。その範囲の中で、適切な監査証明を行っていくという考え方に基づいているため、あまり細かいことを指摘するということにはならないと思う。利便性が向上して監査が効率化するとは思いますが、現状においてどのくらいのコストが下がるかという話については、効率化する一方で、それに対しての企業側から値引き要請は想像されるが、将来的に複数の監査法人が競争する中で適正な監査報酬が決まっていくものと思う。

濱口構成員：小松構成員のプレゼンテーションに対する質問。スライド内に、中小企業等において暗号鍵を自ら管理することは難しい状況であり信頼できるクラウドサービスの提供が必要ではないかというお話があった。小松構成員の視点で見ると、中小企業における監査証跡の電子化の利活用というのは、現在どの程度進んでいるのか。私も中小企業が暗号鍵の管理コストとeシールの実施コストを負担していくというのは、非常に困難だと思っている。トラストサービスに必要な暗号鍵をクラウドサービスで預かってもらい、費用対効果の高いクラウドサービスが普及することでむしろ、中小企業における電子的証跡の利活用を促進

できないかと思っている。

小松（博）構成員：鍵の管理については、中小企業の立場を考えると、クラウドサービスの利用が必須だろう。品質が高く費用が安いクラウドサービスが増えてきているため、自前で管理するよりはクラウドサービスを使ったほうが良いと思う。暗号鍵をきちんと管理しようとする、HSMのような機材を使って高額な設備投資をしないとできない。暗号鍵を盗まれた瞬間に不正なeシールを次々に発行されてしまい、その会社に損害賠償も含め、非常に大きなダメージがあることを踏まえると、暗号鍵の管理はきちんとできないといけない。そうすると、信頼できるリーズナブルなクラウドサービスを活用するのが一番良いと思っている。

濱口構成員：本検討会では、暗号鍵を預かるクラウドサービスについて、どういうクラウドサービスであれば信頼できるのかというようなところも考えていく必要がある。

手塚座長：小田嶋構成員から、eシールを、組織を代表する形で使うという話があったと思う。自然人にリーチするかしないかという視点で見ただけの場合には、もう一つ、自然人が出ないパターンとして、組織というものの代表的なeシールという考え方と、あとは役職などでのレベルでのeシールというような考え方もある。今回のeシールというのは、その両方を考えることになるのか、それとも組織認証を中心に考えていくのかという点についても認識を合わせたい。

小田嶋構成員：今後議論すべき点だろう。自然人にリーチしないという意味では、役職、例えばそれこそ、官職証明書や職責証明書といったものも含めてeシールで出す必要があるかどうかというところを検討できればいい。

### ③ その他

事務局から、次回の日程について説明があった。

### (3) 閉会

以上